

廃棄物処理制度における論点の検討

【検討すべき論点 1】 論点整理（案） 5 頁 1（1）

廃棄物の不適正な取扱いの未然防止策の強化

ア 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上

- 排出事業者責任を踏まえ、不適正処理の未然防止の観点から、産業廃棄物処理業者が処理の状況に係る情報の提供や、産業廃棄物及びこれを再生することにより得た物のマテリアルフローを公開等することにより処理状況の一層の透明化を図るとともに、排出事業者がそれらの提供又は公開された情報を確認することとする等、排出事業者による処理の状況に関する確認をより充実させるために必要な措置を検討するべきではないか。

- 本年 1 月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を受けて環境省が策定した再発防止策には、食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化の観点から、以下の対策が盛り込まれている。
 - ・ 都道府県による事業者に対する監視体制の強化を通じた透明性と信頼性の強化（一定程度の抜き打ちの立ち入り検査、立入検査マニュアルの策定等）
 - ・ 廃棄物処理業者による処理状況の積極的な公開（排出事業者による現地確認の積極的な受け入れとその際に参考となるチェックリストの整備、処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開）
 - ・ 排出事業者責任に基づく必要な措置について改めて周知徹底を図るため、チェックリストを作成し、都道府県等から関係事業者に対してその活用を推進すること。具体的には、現地確認等による処理状況の確実な把握、マニフェストにおける最終処分の十分な確認や、処理委託時に適正な処理を行うために必要となる費用が処理料金において確保されているか、排出事業者においても確認した上で、適正な料金で委託する等の措置についてチェックリストを作成し、その適正な実施を要請。また、併せて、廃棄物の排出抑制に係る措置についても求めること。

(参考)

廃棄物処理法では、事業者が処理を委託する場合、委託基準に沿った適正な契約の締結(法第 12 条第 5 項)、マニフェストの交付や廃棄物が最終処分されるまでのフローにおける適正処理の確認(法第 12 条の 3)、廃棄物の処理の状況を確認に努める等必要な措置を講ずること(法第 12 条第 7 項)等が規定されている。ま

た、法第 12 条第 7 項の「廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法」としては、施行通知において、産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を实地に確認する方法が考えられることが記載されている。

- 以上の対策は、食品廃棄物に係る対策であるが、食品廃棄物以外の産業廃棄物についても、順次取組を広げていくことが考えられるのではないか。
- 特に中間処理業者が再生を行う場合、都道府県等の立入検査に加えて、再生することにより得た物のフローを含めて排出事業者が再生利用が行われている状況を確認することは、不適正処理の未然防止の観点から極めて重要である。しかしながら、当該情報の他の事業者への提供や公開については、処理業者の取引先の事業者の営業の秘密にも留意する必要がある。
- このため、再生利用が行われている状況も含めて最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を確認するための方法として、例えば以下が考えられるのではないか。
 - ① 優良産業廃棄物処理業者認定制度において、再生利用に関する情報（持出先に係る詳細な情報を含む。）を含め、処理状況に関する情報の提供又はインターネットを通じた公開等に関する要件を加えること
 - ② 事業者団体の自主的な取組として、再生利用に関する情報（搬出先に係る詳細な情報を含む。）を含め、処理状況に関する情報の提供又はインターネットを通じた公開等に積極的に取り組む処理業者を優先して選定すること。

【検討すべき論点 2】論点整理（案）5 頁 1（1）

廃棄物の不適正な取扱いの未然防止策の強化

イ マニフェストの活用

- 電子マニフェストによる不正防止のためのシステムの導入等、マニフェスト制度の適切な運用を徹底するために必要な措置を検討するべきではないか。
- 廃棄物処理システムの透明化に資する電子マニフェストについて、そのシステムの改善及び一部義務化も含む一層の普及拡大のために必要な措置を検討するべきではないか。

(1) マニフェストの虚偽記載等の防止

- 産業廃棄物処理業者が電子マニフェストシステム上で虚偽報告を行い、食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物を食品として売却した事案等、マニフェストの虚偽記載等が行われる事案が発生している。

- 紙・電子を問わずマニフェスト制度全体について課題の検討を行うとともに、不適正処理等の未然防止や不適正処理等が行われた場合の迅速な原因究明の観点から、マニフェストの虚偽記載等に対して一層の対策が必要である。
- 具体的な対策としては、電子マニフェストシステム上での虚偽記載に対して対策を講じるため、同システムの改善を行うべきではないか。更に、マニフェストの虚偽記載等を行った者が法第 19 条の 5 の規定に基づく措置命令の対象となりうることの周知や罰則強化（現状、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）も含め、マニフェストの虚偽記載等に対する抑止力をより高めるための方策を検討すべきではないか。

（2）電子マニフェストの普及拡大

- 電子マニフェストは、排出事業者や産廃処理業者にとって情報管理の合理化につながるのみならず、偽造がしにくく、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化等を図ることができるなどメリットが大きい。このため、平成 25 年 5 月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画において、電子マニフェストの普及率を平成 28 年度において 50% に拡大することが目標として掲げられ、同年 10 月には「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、(1) 排出事業者の加入促進、(2) 行政機関の利用促進、(3) 電子マニフェストの利便性向上のためのシステム改善、(4) 普及促進策の充実等の取組が順次進められている。
- これらの取組の結果、平成 28 年 7 月末現在での過去 1 年間における普及率は約 44% となっている。平成 28 年度末時点で 50% という目標の達成は厳しい状況にあるものの、平成 24 年度末（約 30%）から毎年約 4～5% ポイント上昇していることから、このまま推移すれば、平成 29 年度内には目標に到達する見通しである。
- 電子マニフェストの普及に当たっては、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の 3 者が電子マニフェストに切り替えることで初めて機能すること、マニフェストの交付枚数の少ない排出事業者や小規模の産廃処理業者にとっては、利用料金の割に導入メリットが小さいと捉えられ、導入が躊躇される傾向にあること等が課題である。このため、これまで少量排出事業者が加入しやすい料金体系への改善が図られたほか、収集運搬事業者等の利便性の向上を図るため、タブレット・スマートフォンに対応したシステムの開発が行われる予定となっている。

- 電子マニフェストの利用率を一層向上させていくことが望ましいことから、電子マニフェストの利便性向上の状況を踏まえつつ、一部の事業者から段階的に義務化するなど、電子マニフェストの一層の利用拡大のための対策を講じるべきではないか。

【検討すべき論点3】論点整理（案）5頁1（1）

廃棄物の不適正な取扱いの未然防止策の強化

ウ 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底

- 排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務が自治体の規制権限の及ばない第三者に委ねられることにより、排出事業者としての意識が希薄化すること等が懸念されており、これらの問題等について自治体や事業者に周知徹底すべきではないか。
- 排出事業者の責任を徹底する観点から、その内容をはじめ、廃棄物処理に関する法的知識等を事業者等に周知するために必要な対応を検討すべきではないか。
- 廃棄物の適正処理を確保するために、排出事業者の廃棄物処理業者に対する不当に低い処理費での委託の防止や処理費の清算方法の適正化等の必要な対応を検討すべきではないか。
- 排出事業者が自らの責任において主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を規制権限の及ばない第三者に任せきりにすることにより、排出事業者としての意識を希薄化させ、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して周知を図る必要があるのではないか。
- 廃棄物の適正処理の確保の観点から、排出事業者が廃棄物処理に関する正確な法的理解の上で、排出事業者責任を全うすることが重要である。このため、例えば、排出事業者等に対して、排出事業者責任の具体的な内容や留意事項、取組事例等をパンフレット等で周知するといった取組が必要ではないか。
- また、排出事業者に対し、不当に低い処理費で委託した産業廃棄物が不適正処理された場合には、排出事業者が措置命令の対象となりえることや、建設廃棄物の排出事業者の一元化規定は、産業廃棄物の処理料の支払いも排出事業者の責任の下で行うことを想定していることを周知するなど、排出事業者責任に基づく排出事業者の誠意ある行動により、廃棄物の適正処理を確保するための対策を講じるべきではないか。

【検討すべき論点 4】 論点整理（案） 6 頁 1（2）

廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化

- 廃棄物処理業許可を取り消された者についても改善命令の対象とする等、廃棄物処理業許可を取り消された者に係る廃棄物の適正な処理の確保のために必要な措置を検討するべきではないか。

<許可の取消しに伴う措置>

- 現行の法第 19 条の 3 では、改善命令の対象を、廃棄物処理基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分を行った排出事業者又は許可業者としており、許可を取り消された処理業者は対象としていない。
- このため、当該基準に適合しない処理が行われた場合であっても、処理業者の許可を取り消した場合は、法第 19 条の 3 に基づく改善命令を行い、生活環境の保全上の支障の発生の未然防止をすることができない。現状では、処理基準違反があり、通常であれば許可取消しを行うようなケースであっても、改善命令の対象としようとする必要がある場合には、都道府県等は、許可の取消し等を行わず、許可事業者として改善命令を行って対応している。
- 改善命令の対象とするために許可の取消しを行えないのは本末転倒であり、適正な処理の実施を確保するため、当該許可を取り消された者であっても、なお必要な命令の対象とするべきではないか。

<処理困難通知>

- 現行の法第 14 条第 13 項及び第 14 条の 4 第 13 項では、許可業者に対し、委託を受けている産業廃棄物の処理を行うことが困難である場合は、当該委託をした者に通知しなければならないこととしており、また、当該通知を受けた者は、速やかに処理の状況を把握するとともに、適正な措置を講じなければならないこととされているが、許可を取り消された処理業者には、通知の義務が課されていない。
- このため、処理業者が当該通知をすることなく業の許可を取り消された場合、当該処理業者に処理の委託をしていた事業者は、必ずしも迅速に自らの産業廃棄物の処理の状況を把握し、適正な措置を講ずることができない。
- 排出事業者の迅速な処理状況の把握及び適正な措置の履行を担保するために、当該許可を取り消された者に対しても、当該通知を義務付けるべきではないか。

【検討すべき論点5】論点整理（案）6頁1（3）

廃棄物処理における有害物質管理の在り方

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規制対象物質等をはじめとする有害物質を含む廃棄物の処理の在り方について、廃棄物情報の提供に関するガイドライン（WDSガイドライン）において具体的に示されている事項も踏まえた産業廃棄物の処理の委託基準の見直しや、その処理基準、特別管理廃棄物の指定対象の見直しを含めて検討するべきではないか。

<情報提供>

- 産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準においては、委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報（規則第8条の4の2第6号）を委託契約の中で処理業者に提供することとされている。当該事項について、排出事業者の参考となるよう、必要な廃棄物情報に関して具体化した項目を例示したWDS（廃棄物情報データシート）が、環境省が定めるガイドラインとして示されている。
- 利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる取水障害が発生した事案等、排出事業者から処理業者への情報伝達が十分でなく、適正な処理が行われなかったことが原因と強く推定される事案も発生しており、当該情報伝達の重要性が改めて明らかになったところ。
- 特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付ける方策を検討すべきではないか。

<処理基準等>

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規制対象物質を含む廃棄物（以下「POPs廃棄物」という。）については、これまでポリ塩化ビフェニル（PCB）やダイオキシン類については特別措置法を制定することにより、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）類等については技術的留意事項を取りまとめることにより、適正処理を推進してきた。また、一部のPOPs廃棄物については、分解実証試験の実施等により、通常の廃棄物処理能力を活用した処理が確立されてきている。
- POPs廃棄物の処理ルートを制度的にも担保する観点から、排出実態や国際動向を踏まえつつ、その処理方法の処理基準化や、特別管理廃棄物の指定対象の見直しを含むPOPs廃棄物の処理の制度的なあり方について、専門的な議論を行うべきではないか。

【検討すべき論点6】論点整理（案）6頁1（4）

廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点

- 市町村において適正な処理が困難な廃棄物について、既存制度の活用の周知に加え、製造、加工、販売等を行う事業者と市町村が、具体的な事例に即して、適正・円滑な処理の確保の観点から連携・協力することが重要ではないか。
- 建築物の解体時における残置物等について、関係者が連携した取組事例の周知等を行うなど、市町村の処理責任のもとで適正・円滑な処理を確保するために必要な対応を検討すべきではないか。
- 生活環境保全上の支障を防止し、廃棄物の適正な処理を推進する観点から、廃棄物処理施設設置許可を必要とする施設の範囲について検討すべきではないか。

<適正な処理が困難な廃棄物等の処理>

- 市町村において適正な処理が困難とされている廃棄物（農薬・薬品類、スプレー缶・カセットボンベ等）については、既存制度（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例等）の活用の周知に加え、市町村の取組状況の把握を行うとともに、拡大生産者責任の観点も踏まえつつ、製造事業者等と市町村等が、具体的な事例に即して課題の共有や取組方策の検討を行うなど、適正・円滑な処理を確保する観点から連携・協力していくことが必要ではないか。
- 建築物の解体時における残置物については、自治体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われている事例があることから、これらの取組事例を含め、残置物の取扱いについて、自治体、処理業者、排出事業者等に周知することが必要ではないか。

<廃棄物処理施設設置許可等>

- 生活環境保全上の支障を防止し、廃棄物の適正な処理を推進する観点から、移動式がれき類等破碎施設をはじめとした廃棄物処理施設における処理の実態及び施設設置許可の及ぼす影響について、実態を把握すべきではないか。

【検討すべき論点 7】

廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組

ア バーゼル法との「すきま」の解消

- 使用済電気電子機器をはじめ、有害特性を有する使用済物品の国内管理については、明確に廃棄物該当性を判断できる場合を除いては、廃棄物処理法と特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）との「すきま」となっており、いわゆる不用品回収業者による回収やスクラップヤードにおける不適正な取扱いに対する取締りの実効性が確保できておらず、また、それらの輸出を通じて海外でも環境汚染を生じさせているおそれがあることから、そのような使用済物品の性状に応じて、その管理を適正化するための仕組みの在り方を検討することを通じて、「すきま」を解消すべきではないか。

（東京都、廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会）

イ バーゼル法との二重手続の改善等

- 事業者負担を軽減するため、輸出に際して廃棄物処理法に基づく手続の要否を迅速に判断することができるようにするとともに、廃棄物処理法に基づく輸出確認とバーゼル法に基づく輸出確認との間で重複が生じていることを踏まえ、両法に基づく審査内容及び手続の重複を見直すことなどによって輸出手続の迅速化を図るべきではないか。

（廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会）

廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

- 使用済電気電子機器をはじめ、有害特性を有する使用済物品が、いわゆる不用品回収業者により回収された上、スクラップヤードにおいて不適正に取り扱われることにより、人の健康又は生活環境に係る影響が生ずるとともに、適正なりサイクルが空洞化するおそれがあることから、そのような使用済物品の性状に応じて、その管理を適正化するための仕組みの在り方を検討すべきではないか。

（東京都、廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会）

- 内部に有害物質が含まれた使用済電気電子機器等は、不適正な取扱いを受けると生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある物であるが、近年、このような使用済電気電子機器等が雑多な物と混ぜられた金属スクラップ（以下「雑品スクラップ」という。）などの形で、廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく輸出時の規制を事実上ほとんど受けず、輸出先でどのような取扱いを受けるか不明な状態で輸出されている。

- 水際規制を受けずに輸出された使用済電気電子機器等が輸出先で十分な技術を持たない者によってリサイクルされることにより、現地での人の健康や環境に悪影響を及ぼすことが懸念されている。
- また、雑品スクラップを積載した船舶や保管中のスクラップヤードにおいて、火災が発生し、港湾周辺等の生活環境や経済活動に影響を及ぼす事例も発生している。さらに、スクラップヤードでの保管や破砕等に際して使用済電気電子機器等に含まれる有害物質が周辺に飛散するなど生活環境への悪影響が生じることも懸念される。
- 使用済電気電子機器等については、リユースに適さない物は、「特定家庭用機器再商品化法」（平成 10 年法律第 97 号）、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号）等に基づく適正処理が確保されたリサイクルルートを整備することにより、適正な資源循環の実現を目指してきたところであるが、当該ルートを外れ雑品スクラップ等として輸出に至る事例もある。このような事例では、有害物質を適正に管理するためのコストが十分に内部化されておらず、国内の適正処理を行っている事業者との間で、競争上の不公平が生じていることが懸念される。
- このため、平成 24 年 3 月に使用済電気電子機器等の廃棄物該当性を明確化するための通知（いわゆる「3.19 通知」）を発出し、リユースに適さない又はその目的に適さない粗雑な取扱いがなされている場合等には、無料で引き取られ、又は買い取られたものであっても、廃棄物に該当すると判断して差しつかえないこと等を地方自治体に助言している。
- しかしながら、地方自治体からは、3.19 通知だけでは有償取引されている物品及びその取扱いを廃棄物処理法で取り締まりを行うことは困難であるとの指摘がある。こうした状況を受け、例えば鳥取県では、平成 27 年 12 月に独自の条例を制定し、特定の使用済物品等を保管する施設に対する届出制度や保管基準を導入している。
- 本年 4 月に取りまとめた「廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会」報告書の中では、生活環境の保全上の支障が生ずることのないようにするため、特に雑品スクラップ等について、「インフォーマルセクターで取り扱われることで国内外での環境汚染が懸念されることから、水際のみならず、上流まで遡って、国内での排出から収集、運搬、保管、その後の輸出から相手国におけるリサイクルに至るまでの一連の取扱いを環境上適正に管理し、有害廃棄物等の不適正な越境移動を防止するための方策を検討すべきである」とされたところ。
- 内部に有害物質が含まれた使用済電気電子機器等の使用済物品につい

ては、ぞんざいに取り扱われることで、生活環境の保全上の支障が生ずる可能性があることから、適正な管理下に置くことが望ましいと考えられる。特に、スクラップヤードにおいて使用済電気電子機器等や電池類に起因すると考えられる火災の発生や、保管や破砕等に際しての有害物質が周辺に飛散するなどの環境影響の懸念も踏まえ、スクラップヤードの所在地などを行政機関が把握することができるようにするとともに、こうした使用済物品を他の金属スクラップ等と混合することを制限し、もって雑品スクラップに起因する生活環境への悪影響を防止するなど、有害特性を有する使用済物品の運搬や保管に対して処理基準の遵守を求めることができるようにするなどの必要な措置を講ずるべきではないか。

- また、廃棄物処理法に基づく輸出確認とバーゼル法に基づく輸出確認との間で重複が生じていることを踏まえ、これらの確認に関する審査を簡素化するなど必要な措置を講ずるべきではないか。

【検討すべき論点 8】

優良な循環産業の更なる育成

ア 優良産廃処理業者認定制度の見直し

- 現行の優良産廃処理業者認定制度について、廃棄物処理法の目的に留意しつつ、信頼性の向上や産業廃棄物処理事業者全体の底上げを図る観点から見直しを行うべきではないか。それに合わせて優良産廃処理業者認定制度を受けた事業者が排出事業者により選択されるようにするための措置について検討を行うべきではないか。

(新熊委員、全国産業廃棄物連合会、東京都、日本経済団体連合会)

イ 廃棄物処理に関する優良な人材の育成

- 廃棄物処理に関する優良な人材育成に向けた取組をより推進するために必要な措置について対応を行うべきではないか。

(全国産業廃棄物連合会)

<優良産廃処理業者認定制度>

- 優良産廃処理業者認定制度は、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性等の点において通常の許可基準よりも厳格な基準に適合する優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を付与するとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進する観点から、平成 22 年改正において創設され

た。平成 23 年 4 月の施行開始から平成 28 年 8 月末までに 7,541 件（業者数としては 1,039 者）の認定を行っており、その認定数は着実に増加している。

- 一方で、本制度の目的である産業廃棄物の適正処理の積極的な推進のため、優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、当該処理業者にそれを申告させることや排出事業者又は都道府県等により当該事態に至ったことが事実かどうか確認すること等を通じ、その事実を把握するとともに、その事実を排出事業者、都道府県間等で共有するなどの措置を講ずることにより、認定業者の信頼性の向上を図る等の必要な検討を行うべきではないか。加えて、優良認定を受けた処理業者が排出事業者により選択されるようにする観点から、処理状況に関する情報の排出事業者への提供又はインターネットを通じた公開等に関する要件や財務要件の見直し等を含め、認定基準について必要な検討を行うべきではないか。
- また、認定基準の見直し・強化と併せて処理業者の負担を軽減するなど、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置を講ずることができないか検討をするべきではないか。加えて、優良産業廃棄物処理業者について、排出事業者に優先的に選択されるようにするため、国、産業廃棄物処理業界、事業者団体等の関係者が連携した自主的な取組等による措置を講ずることを検討するべきではないか。

<廃棄物処理に関する優良な人材の育成>

- 廃棄物処理業界が地域も含め広く社会からの信頼を得て、廃棄物の適正処理に貢献し、健全な発展を遂げる観点から、廃棄物処理業者、自治体職員、プラントメーカー、研究者等を含め、廃棄物処理に関する優良な人材育成に向けた取組をより推進することが必要ではないか。
- 特に、産業廃棄物処理業における人材育成の方策について、業界団体等によるより実効的な研修や講習の実施等、職員の能力・知識の向上を一層推進するための取組について必要な検討を行っていくべきではないか。

【検討すべき論点 9】

廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

- 廃棄物の再生利用等を推進するため、個別の物ごとに、現行の再生利用指定制度、再生利用認定制度及び広域認定制度等の活用も含め、必要な方策の検討を行うべきではないか。
- このほか、資源効率性の向上を図るため、廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化を一層推進するために必要な方策の検討を行うべきではないか。

(新熊委員、全国産業廃棄物連合会、田崎委員、東京都、日本建設業連合会)

＜再生利用指定制度等の更なる活用＞

- 建築物等インフラが更新時期を迎えており、コンクリート塊や建設汚泥等の発生量の増大が見込まれていることに加え、建設汚泥については、平成 29 年 4 月から海洋投入処分の扱いが厳格化されることから、その再生利用をより一層推進し、併せて都道府県間の越境も含めた広域的な流通を実現することが必要となっているとの指摘がある。
- 一方で、例えば建設汚泥処理物等については、土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄され、また、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる等の不適正処理のおそれがある。
- そこで不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現するため、現行の再生利用認定制度の活用の検討や、再生利用指定制度等について、複数の都道府県等にわたって建設汚泥等の個別指定の申請があった際に、関係する都道府県等間での連携を図ることが重要であり、モデル事業の実施等の必要な措置を検討するべきではないか。
- 併せて、3Rの推進の観点から、これらの再生資材や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達について、国等による積極的な情報提供や、国や地方公共団体等におけるグリーン購入等を促すための措置を検討するべきではないか。

＜資源効率性の向上に向けた対応＞

- 将来に向けて資源効率性の向上を図る観点から、今後排出量の増加が見込まれるものについての対応を検討することが重要である。例えば、使用済太陽光パネル等について、資源の有効利用及び最終処分場の残余容量の逼迫の回避の観点から、引き続き、3Rの高度化についての検討を行うべきではないか。
- 加えて、3Rの推進の観点から、廃棄物処理における「選別」の位置づけについて、選別と称した不適正処理が行われないよう留意しつつ、検討

すべきではないか。

- この他、再生利用認定制度及び広域認定制度についても、監督体制の徹底等の措置を図りながら、再生利用の適正な広域化を促進する観点から、その見直しを検討すべきではないか。

【検討すべき論点 10】

廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化

- 地球温暖化対策の取組全般との連携も視野に入れつつ、地球温暖化対策に資する廃棄物のリサイクルや廃棄物処理施設における熱利用、廃棄物発電の導入・高度化を更に推進するための方策について検討を行うべきではないか。

(東京都)

- これまで、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）の基本原則に基づき、廃棄物の 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）を優先的に進め、それでもなお残る廃棄物については、熱回収が推進されてきた。平成 22 年改正において熱回収施設設置者認定制度が創設されたが、認定を受けているのは一部の事業者に留まっている。昨年 12 月に採択された「パリ協定」を受けて今年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づき、廃棄物処理分野の地球温暖化対策も一層強化していく必要がある。
- 一般廃棄物処理分野については、焼却施設での廃熱利用がされていない施設もある一方、ごみ焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、災害時を含めた自立・分散型のエネルギー拠点としての役割が期待できるため、当該廃熱利用の更なる拡大のために必要な方策を検討すべきではないか。
- また、産業廃棄物処理分野における低炭素化についても、高効率な熱回収施設等の整備に加え、収集運搬車の低炭素化等についての措置等、必要な方策を検討すべきではないか。
- 加えて、我が国の循環利用率（循環利用量 / （循環利用量 + 天然資源等投入量））は 16.1%（平成 25 年）に留まっており国内で発生する廃棄物に対するリサイクル・リユースのポテンシャルも高く、低炭素型の 3 R 技術の必要性が増している。これを踏まえて、更なる低炭素型の 3 R 技術の社会実装に向けた実証や導入促進の拡大等の必要な方策を検討すべきではないか。

【検討すべき論点 11】

廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し

- 企業経営の効率化の観点から行われる分社化等により、これまで行ってきた「自ら処理」ができなくなっていること等を踏まえ、「自ら処理」を行う親子会社間における排出事業者責任の共有及び「自ら処理」を行う親子会社内外の廃棄物について明確化できるかの検討も含め、必要な方策の検討を行うべきではないか。
- 電子申請の活用や許可申請書類の様式の統一を始めとして、許可申請等の負担軽減や合理化について検討を行うべきではないか。
- 経営の大規模化等により産業廃棄物処理業者の資本構成等が複雑化している等の状況の変化を踏まえつつ、実態の把握を行い、廃棄物処理法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者の排除及び廃棄物の適正処理の確保を当然の前提とした上で、産業廃棄物処理業者に係る欠格要件の見直しについて検討すべきではないか。

(全国産業廃棄物連合会、日本経済団体連合会、日本建設業連合会)

＜親子会社間における自ら処理の拡大＞

- 近年、企業経営の効率化の観点から分社化等が行われることが増加している。排出事業者として、産業廃棄物処理業の許可なく「自ら処理」ができる範囲は、法人単位であるため、分社化等により、従前行うことができた「自ら処理」ができなくなる事態が発生している。
- 分社化等の後は、排出実態が変わらないにもかかわらず、産業廃棄物処理業の許可を取得するか、産業廃棄物処理業の許可を受けた処理業者に委託しなければならないこととなっている。親会社の子会社に対する十分な支配力を有しており、従前そうであったように、子会社があたかも親会社の一部門のような関係にある等の一定の要件に適合する場合には、親会社と子会社を一体のものとして取り扱うための措置を検討するべきではないか。
- また、親会社と子会社を一体のものとして取り扱う場合には、環境上適正な産業廃棄物の処理を推進する観点から、当該親子会社間における排出事業者責任を共有することや、親子会社内外の廃棄物について明確化する等の措置が必要ではないか。

＜許可申請等の負担軽減や合理化＞

- 電子申請の活用については、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供するという観点が重要であると同時に、行政運営の効率化の観点も踏まえて対応することが重要である。例えば、単なる事実関係報告など、

電子申請になじみやすい手続がある一方で、申請者と行政が事前相談を重ねながら申請書を作成するような手続では、電子申請によることがかえって非効率となる場合もある等、こうした点についても留意しつつ、進めていくことが重要である。

- そのため、国においても可能なものから手続の電子化等の手続きの合理化を進めていくとともに、都道府県及び申請者側の双方において効率的で効果的に対応が可能な手続から段階的に進めることも含め、国から都道府県への働きかけを行うべきではないか。
- 電子申請と電子マニフェストとの連携等を含む、IT 技術の活用による効率的・効果的な廃棄物処理制度について、循環型社会形成推進基本計画の見直しの検討も踏まえつつ、そのあり方についても検討していくべきではないか。
- 併せて、地域の実情に応じた都道府県等の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類及び許可申請書添付書類の様式や、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進めるべきではないか。
- 加えて、更新許可の申請に係る事務処理について、環境負荷が低減する場合の手続きの簡素化を検討するとともに、更新許可手続が事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように必要な措置を講じるべきではないか。

<欠格要件>

- 欠格要件は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものであるが、業務とは関係のない法律違反によって、法人役員が廃棄物処理法の欠格要件に該当するに至った場合に、当該法人も一律に欠格要件に該当するのは厳しすぎるのではないかという指摘や、廃棄物処理法に定める「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」の該当性を明確化するべきではないかとの指摘がある。
- これらの指摘も踏まえつつ、欠格要件の在り方について、引き続き慎重に検討を行っていくべきではないか。

【検討すべき論点 12】

地方公共団体の運用

- 廃棄物の効率的な処理の推進及び廃棄物処理施設の確保という観点から、地方公共団体による流入規制や実質的な住民同意の要求を改善するために必要な対応について検討を行うべきではないか。
- 廃棄物の品目に係る判断等、廃棄物処理法の運用が地方公共団体ごとに異なる現状を改善するために必要な対応について検討を行うべきではないか。

(全国産業廃棄物連合会、日本経済団体連合会)

- 廃棄物の効率的な処理の推進という観点から、地方公共団体が独自に行っている流入規制や実質的な住民同意について、その背景と実態を把握した上で、当該規制行為は廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じるべきではないか。
- 廃棄物の品目に係る判断等、廃棄物処理法の運用が地方公共団体ごとに異なる事項については、適正処理の担保にも留意をしつつ、廃棄物処理業者等の負担の軽減を図る観点から、国、地方公共団体、排出事業者、産業廃棄物処理業者等の関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場のあり方やその参加者も含め検討すべきではないか。

【検討すべき論点 13】

少子高齢化・人口減少社会を見据えた対応

- 今後の少子高齢化・人口減少社会において、廃棄物の処理が適正に行われていくよう、行政の管理能力の維持・向上を含め、中長期的な視点での対応を検討すべきではないか。

(大迫委員、全国都市清掃会議、田崎委員、辰巳委員)

- 今後の少子高齢化・人口減少社会に伴い、行政職員の減少や事務の広域化が進行することにより、行政の管理能力の維持・向上や効率的な施設整備の必要性等が増加していくことが想定される。
- このため、将来にわたり適正処理・3Rが確保されるよう、より適正な規模での効率的で高度化された循環システムの構築を目指し、上述した人材育成、広域認定制度等の利用、流入規制の改善等を進めていくべきではないか。また、循環型社会形成推進基本計画の見直しの検討も踏まえつつ、中長期的な視点での対応についても検討していくべきではないか。